

湖北広域行政事務センターが行う一般廃棄物（事業系可燃ごみ）収集運搬業の許可について（お知らせ）

湖北広域行政事務センターが行っている一般廃棄物（事業系可燃ごみ）収集運搬業の許可は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第2号により、「その申請の内容が一般廃棄物処理計画に適合するものである」場合に許可を行うこととしています。

これまでからセンターが毎年度策定している一般廃棄物処理実施計画（ごみ処理）において、「現行の許可体制において管内の事業系可燃ごみの収集能力があり、『新規許可を認めない』」としており、令和4年度についても同様の取扱いです。

以上のことから、次年度以降の一般廃棄物（事業系可燃ごみ）収集運搬業の新規許可についても、毎年度策定するセンターの一般廃棄物処理実施計画に基づき取扱うこととしますので、ご留意くださいますようお願いいたします。

参考条文等

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項

第7条

5 市町村長は、第1項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

- (1) 当該市町村による一般廃棄物の収集又は運搬が困難であること。
- (2) その申請の内容が一般廃棄物処理計画に適合するものであること。

○令和4年度 湖北広域行政事務センター一般廃棄物処理実施計画（ごみ処理）より

10. その他

(1) 一般廃棄物（事業系可燃ごみ）収集運搬業の許可

現体制で収集運搬業務を支障なく遂行できており、また、今後予想されるセンター管内の事業系可燃ごみを収集し得る能力を有していることから、令和4年度は新規許可を認めないものとする。ただし、許可業者が個人から法人になった場合はこの限りではない。